

決定

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

文部教官(国立神戸大学教養部講師)

松下 昇

昭和十一年三月一日生

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、昭和四五年一月二四日神戸地方裁判所がした決定に対し、本人から抗告の申立があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立の理由は、申立人本人及び申立代理人樺島正法連名作成の昭和四五年一月二九日付抗告申立書及び申立人本人作成の昭和四六年一月一五日付抗告理由補充書に記載のとおりであって、要するに、申立人の傍聴席に対する発言及び紙片を撒布した行為につき制裁を科した原決定は、法廷内の表現の自由、被告人の正当な表現行為を不当に圧迫するものであり、法廷等の秩序維持に関する法律及び刑事訴訟法並びに憲法の趣旨に反し許しがたいものであるから、その取消を求めるといのであるが、右申立書及び補充書の記載自体からは果して右法令の如何なる条項に違反すると主張するものは必ずしも明確でないけれども、その主張から推測すると、法廷等の秩序維持に関する法律に違反するというのは本件申立人の行為が同法二条一項の行為に該当しないというものであるようであり、憲法に違反するというのは法廷等の秩序維持に関する法律が憲法二一条の表現の自由を保障する規定に違反するというものであるようであり、刑事訴訟法に違反すると主張は刑事訴訟法の如何なる条項に違反すると主張するものであるかは全く不明確であるから、刑事訴訟法違反の語を用いても、法廷等の秩序維持に関する法律五一条一項にいう法令違反の主張とはいえないものと考えられる。

よって、一件記録を調査したうえ、右抗告理由につき順次検討する。

まず、申立人の行為が法廷等の秩序維持に関する法律に違反するとの点につき案ずるに、原決定の認定した事実によれば、申立人本人は、昭和四五年二月二十四日午前一〇時の本人に対する建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊被告事件の神戸地方裁判所二一〇号法廷における第一回公判期日の審理に際し、裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向つて「被告人会議を開く」等の発言を三回繰返したり、予め用意した多数の紙片を傍聴席に向つて撒布する等したのであつて、右被告申立人の行為は法廷等の秩序維持に関する法律二条一項にいう不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の威信を著しく害したものに該当すると解するのが相当であり、これと同旨に出た原決定には何ら前記法条の解釈適用を誤つた違法はないから、右所論はできない。

つぎに、法廷等の秩序維持に関する法律が憲法二一条に違反するとの点につき案ずるに、表現の自由が憲法上保障された人権として尊重されるべきことはいふまでもないが、法の支配、法の優位を基盤とする民主社会においては、法の権威の確保は、法の具体的な宣明をその使命とする裁判の行なわれるべき法廷等の秩序の維持及び裁判の威信なくしては、とうてい所期することはできず、右法律によつて裁判所に属する権限は、直接憲法の精神すなわち司法の使命とその正常適正な運営の必要に由来するものであるから、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、または裁判の威信を著しく害するような不穏当な言動は、憲法上保障された表現行為といふべきものではなく、したがつてこれに対し制裁を科する法廷等の秩序維持に関する法律は表現の自由を保障した憲法二一条に違反するものとは解せられない。右所論も採用しがたい。

そして、記録を検討しても原裁判所の訴訟指揮には何ら違法不当のかどはなく、本件抗告は理由がないから、法廷等の秩序維持に関する規則一八条一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

昭和四六年一月一九日

大阪高等裁判所第四刑事部

裁判長裁判官 田中勇雄

裁判官 尾鼻輝次

裁判官 知識融次

右は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 玄井健 ⑧